

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年6月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000419号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100007号

第1 結論

昭和57年3月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年3月から昭和61年3月まで

昭和57年に会社を退職し、A市に転入届を提出したが、国民年金の加入手続は行わなかった。その後、4年くらい経って市役所から請求期間の納付書がまとめて送られてきたので、母親がB信用金庫の外回りをしている行員に分割で納付期限内に納付したが、請求期間に係る国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び請求者の母親は、請求者がA市に転入後、国民年金の加入手続を行わなかったが、4年くらい経って市役所から請求期間の納付書がまとめて送られてきたので、納付期限内に全て納付した旨主張しているところ、A市における国民年金手帳記号番号払出簿により、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は昭和60年10月25日(昭和60年10月26日処理日)に払い出されていることが確認でき、同日に払い出されたほかの国民年金の被保険者(以下「被保険者」という。)に係る資格取得年月日から、A市では当時、国民年金未加入者に対して、生年月日順に20歳に遡り職権で手帳記号番号を払い出していたことがうかがわれ、オンライン記録により、その後に、厚生年金保険被保険者記録が統合されたことに伴い、請求者の国民年金の資格取得日が、20歳到達日から厚生年金被保険者資格の喪失年月日である昭和57年3月26日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、請求者の手帳記号番号が払い出された昭和60年10月時点において、国民年金保険料は、請求期間のうち昭和57年3月から昭和58年6月までの期間について時効により納付できない期間である上、同年7月から昭和60年3月までの期間については過年度納付の取扱いとなるため、市町村が発行する納付書では保険料を納付することができないことから、請求者及び請求者の母親の主張は当時の保険料の取扱いとは一致しない。

また、請求期間のうち昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの期間については、請求者の手帳記号番号が払い出された当時において現年度納付が可能な期間ではあるが、オンライン記録によると、昭和 63 年 1 月 5 日の納付書作成記録が確認できる上、A 市で請求者と同じ（昭和 60 年 10 月 25 日）に手帳記号番号が払い出され、かつ当該納付書作成記録が同日（昭和 63 年 1 月 5 日）である複数の被保険者の納付記録から、当該納付書は、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの過年度保険料に係る納付書であったと推認できることから、上記納付書作成当時、当該期間の国民年金保険料は未納であったと考えられ、請求期間すべて支払ったとする請求者の母親の主張とはかい離している。

さらに、請求者及び請求者の母親は、請求期間当時、社会保険事務所（当時）から納付書が送られてきたという記憶はない上、A 市から送付されてきた納付書の具体的な保険料額及び納付書の納付期限についても記憶がないとしており、また、B 信用金庫の外回りを行っている行員に分割で納付期限内に納付した旨主張しているところ、B 信用金庫は、当時、預かった納付金を管理していた別段預金元帳は保存年限を経過しているため、存在しない旨回答している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに請求者の改製原戸籍の附票等により、請求期間において住所地のある C 市及び A 市で払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000422号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100008号

第1 結論

昭和56年1月から昭和57年2月までの請求期間及び昭和58年2月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年1月から昭和57年2月まで
② 昭和58年2月から昭和62年3月まで

私は、中小企業退職金共済に加入する以前の昭和58年から昭和59年頃にA市(現在は、B市)で国民年金に加入し、その際に遡って2年分の国民年金保険料をA市役所又は金融機関(C信用金庫、D銀行又はE銀行)で納付した。国民年金に加入した以降の保険料の納付方法や納付金額については記憶していないが、請求期間について、国民年金保険料を確かに納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、当初、昭和60年から昭和61年頃にA市において国民年金の加入手続を行った旨主張していたが、2年間分の国民年金保険料(以下「保険料」という。)を遡って納付したとする主張と請求期間の整合性がとれないことから、加入手続を行った時期を昭和58年から昭和59年頃に変更し、当該加入手続時に、A市役所又は金融機関で2年間分の保険料を遡って一括で納付し、その後の保険料の納付方法や納付金額については具体的に記憶していないが、請求期間に係る保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、その前後の国民年金の被保険者に係る資格取得処理年月日から、平成元年5月頃に払い出されたと推認でき、請求者の請求期間①に係る国民年金の被保険者資格取得日及び資格喪失日、請求期間②に係る国民年金の被保険者資格取得日は同年5月15日に資格処理されていることが確認できる。

また、請求者は、昭和58年から昭和59年頃にA市において加入手続を行った旨主張しているが、昭和58年から昭和59年までの期間の旧A市における国民年金手帳記号番号払出簿にお

いて、請求者の氏名は確認することができない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に請求期間①及び②に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

したがって、請求者は平成元年5月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、請求者の手帳記号番号の資格処理年月日（平成元年5月15日）までは、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、当該手帳記号番号の払出時点において、当該期間は時効により、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、国民年金加入時に遡って2年分の保険料を納付した旨主張しているところ、前述のとおり請求者の手帳記号番号は平成元年5月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点であれば、昭和62年4月までの2年分の保険料を遡って納付することが可能であり、オンライン記録によると、2年間遡って同年4月以降の保険料が納付されていることが確認できるものの、請求期間①及び②について、請求者は、主張する加入手続時期が一貫しておらず変遷している上、具体的な納付金額、納付方法及び納付時期を記憶しておらず、請求者の主張からは、請求者が遡って保険料を納付したとする時期等を特定することができない。

加えて、B市は保存期限経過のため請求期間当時の資料はなく、当時の国民年金の加入手続の取扱い、保険料が納付できた場所等は不明である旨回答しているほか、C信用金庫、F銀行（当時は、D銀行）及びG銀行（当時は、E銀行）は、保存年限経過のため、請求期間当時の資料は提供できない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。